

平成28年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成28年12月1日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	平成28年11月22日
件 名	年金積立金管理運用独立行政法人の積立金運用を見直し改善を求める意見書の採択と送付に関する請願		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	石 川 翼 宮 川 金 彦 深 谷 恵 子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>安倍政権はアベノミクスの一環として、2014年10月に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用する年金積立金の株式割合を24%から50%に引き上げました。2015年度の実績は5兆3千億円の赤字であったとのことです。また、2016年4月から6月にかけては5兆2342億円の赤字額となったと発表されています。</p> <p>年金は高齢者の生活を支える命の綱であり、地域経済を活発にする重要な資金ともなります。GPIFは短期的な運用損は年金額に影響しないと説明してしますが、2016年2月15日、安倍首相は衆議院の予算委員会で「想定した利益が出ないなら当然支払いに影響する。給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない。」と答弁しています。</p> <p>運用損が続いた場合、将来の年金額や現役の保険料の引き上げにつながる懸念は大きくなります。年金積立金は国民の貴重な財産であることから、安全で確実な運用先を選択するのが当然であり、元本保証のない株式への運用はもっとも慎重であるべきと考えます。</p> <p>上記の趣旨をもって下記事項について請願する次第です。</p>		
	<p>請 願 事 項</p> <p>現行の株式運用割合を厳しく制限してください。</p> <p>以上の1項目について意見書を採択のうえ、地方自治法第99条に基づき国会及び関係行政庁に送付くださるよう請願いたします。</p>		